

らを通じますと、精神鑑定医もまいりまして、そこで相談を受けるわけですが、これらの利用という問題につきましては、まだ確かに御指摘のようにはPRが不足しているのじゃないかというふうな点、十分私の方も認識しておるわけですが、これらにつきましては、市としては現在、心配事相談を月に二回ばかり行っているわけですが、これらを利用すること、それから老健法の関係もありますので、健康センターの問題もありますし、それから福祉事務所の関連もあると、それから幾つかありますけれども、いずれにしても市民がこれらの相談を安易にできるような窓口は確かに必要だと思ふんですが、これらにつきまして専門的には、やはり保健所にお願ひするよりほかないんですが、その前線となる受付につきましては、市としてもPRいたしまして、これらに対応していきたいというふうに考えています。

○十八番（堀川 實君）

大変に再質問でさらに細かく状況をお聞きしたわけで、その回答については了解するものですが、一つ聞きはぐってしまったんですけれども、一人住まいの単身者のいわば市営住宅において建設はどうかということですが、御承知のように、福生市は一万八千四百四十七世

帯あるわけですが、そのうちの一人住まいの世帯というのは（七十七百二十四）世帯ということ、二五〇にも達するということでございます。非常にこの点を見ても、福生市においては一人住まいのいわば単独世帯というのは多いわけでありまして、

こういうことですので、今後一つ住宅施策については、この辺も考え合わせたい。一人住まいのいわば高齢者の方もかなりいらっしゃる。こういう方々が安心して生活がでるような、住まわれるようなそういう住宅施策を考えるべきではないか、こう思っ、質問したわけでございまして、その点もひとつ、市長の答弁では、これからその点も考えていた、だいたいというようなお話も伺いました。ひとつぜひその点よろしく願ひしたいと思います。これは要望としておきます。

それから、先ほどの窓口の件ですが、今のお話で、保健所の窓口を利用させていた、だいたいということでございます。ですが、当市においてもぜひ保健所だけではなくて、デイケアという寝たきり老人とか、あるいは特別な介護を必要とする、あるいは養護を必要とする、いわば老人だけではなくて、

痴呆性の方のデイケア、いわば家庭でその介護者が一生懸命世話をして
いるわけでございますが、そういう方たちが冠婚葬祭あるいはちょっと子供
のことで出なければならぬとか、いろいろ生活の中にはあるわけですが、痴
呆性の老人がいるために出るに出来ない、そういう家庭もたくさんあるわけ
です。そういう方々が、またその介護者が安易に自分たちの生活の中での
ことがいろいろとできるようなケアを必要ではないかと、こういうことで、一日預
かりのできる、それも連れて行ってそこへ置いて、それで半日なりあるいは
一日見ていただくというような施設をお願いしているわけであり、したが
って大きな施設ができれば結構ですけれども、当市において賄える状況
をお考えいただいて、小さいものでも結構ですが、ひとつぜひこの点のケア
をお願いしたいと、こういうことでございます。いろいろとございませうが、
以上要望として終わりたいと思います。あり
がとうございました。

○議

長（森田治男君）

暫時休憩いたします。

午後一時十三分

休憩

訂正発言
発言の
P20の
訂正発言

○議

長（森田治男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時十九分

開議

堀川

實君より

ただいまの一般質問中においての発言を訂正したい
旨の申し出がございましたので、発言を許します。

○議

十八番（堀川 實君）

大変に申しわけございません。

私の再度自席から質問に対して、一人住まいの世帯のことですが、
この比率が二五％と、こういうお話をしたわけですが、その数が七千七百二十
四と申し上げたということでした。その訂正四千七百二十四にお願いしたいと
思います。よろしく願います。大変どうもありがとうございます。

○議

長（森田治男君）

ただいまの発言のとおり訂正することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議

長（森田治男君）

御異議なしと認めます。

よって発言を訂正す
ることに決定いたしました。

○議長（森田治男君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告いたさせます。

（井上議会議事務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

ただいま報告された議案二件の取り扱いについては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 指田保雄君登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、先ほど開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

先ほど市長から、議員、職員の六月期期末手当の支給割合を定める条例が送付されましたので、その取り扱いを協議した結果、一般質問の中での区切りのよい時期に二議案を先議し、即決することと議運としては

決定をいたしました。

以上、はなはだ簡単でございますが、よろしくお願い申し上げます。御報告いたします。

○議長（森田治男君） 以上で運営委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

新たに提出された議案二件を今日の日程に追加し、先議したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって新たに提出された議案二件を今日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 追加日程第一 議案第六十四号 福生市議会の議員の昭和六十年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○ 助役(古谷徳男君) 御指名でございますので、議案第六十四号 福生市議会の議員の昭和六十年六月期期末手当の支給割合を定める条例について御説明を申し上げます。

本案は、提案理由にもございますように、議員に支給する期末手当の支給割合を定めるためのものでございまして、条例の第一条といたしまして、支給割合は条例で定めるといふ趣旨を規定し、二条におきましては、その支給割合を百分の百五十一といたそうとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたしたい。以上でございます。

慎重御審議をいたしまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○ 議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十四

号は原案のとおり可決されました。

○ 議長(森田治男君) 追加日程第二 議案第六十五号 福生市の

一般職の職員の昭和六十年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君及豆壇)

○ 助役(古谷徳男君) 御指名でございますので、議案第六十五号 福生市の一般職の職員の昭和六十年六月期期末手当の支給割合を定め

める条例について御説明を申し上げます。

本案は、ただいま御議決をいただきました議員に対する支給割合を定める条例と同じく、提案理由にもございますように、職員に支給する期末手当の支給割合を定めようとするものでございまして、条例第一条におきましては、支給割合は条例で定めるといふ趣旨を規定いたしました。第二条におきまして、その支給割合は百分の百五十一といたそうとするものでございします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたしたい。以上でございます。

慎重御審議をいただきました。原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（森田治男君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君）以上で質疑を終わります。

これより議案第六十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君）御異議なしと認めます。よって議案第六十五号は原案のとおり可決されました。

○議長（森田治男君）引き続き一般質問を行います。八番 石川保君。

（八番 石川 保君 登壇）

○八番（石川 保君）私は、会議規則第八十六条の規定により質問を行います。

第一に、福生第七小学校前横断歩道橋設置について、第二に、たばこ消費税について、第三に、市役所駐車場対策について、以上の三点につきまして質問いたしますので、市長初め市当局の誠意ある回答を

を期待いたします。

第一に、福生第七小学校前横断歩道橋設置についてであります。

この件につきましては、昭和五十八年十一月八日付で、福生第七小学校父母の会会長鴨宮綾子氏外千五百八人より、議長あてに陳情があり、昭和五十八年十二月十三日市議会建設委員会で採択、昭和五十八年十二月二十日定例会で採択されました。そして、昭和六十年五月二十二日付で市長より、東京都鈴木知事あて要望書が提出されております。その内容につきましては、主要地方道七杉並五日市線に係る横断歩道橋の設置について要望しております。具体的には、階段式横断歩道橋を第七小学校校庭先とし、設置要望理由としては、当該交差点は、福生第七小学校及び福生第三中学校の通学区内に位置し、第七小学校児童約五百人、三中生徒約二百人が毎日登下校に利用しております。これまでこの交差点の利用実態調査を見ますと、昭和五十八年四月十四日から六月の十八日までの間において、午前八時から八時二十分までの間における自動車の交通量と、学童の横断人数を調査しました結

果によりますと、自動車の交通量は、わずか二十分の間に四百三十一台が通行し、学童の横断人数は六百四十人であり、この人数も十二月十二日現在では六百九十一人にふえておるのが現状であります。また、当該交差点では、すでに大きな交通事故が二件発生しております。昭和五十八年十月十八日に七小の父兄が死亡事故、また昭和五十八年三月十五日には七小の一年生の男子が二カ月の重傷を負うという事故が発生しております。このような現状から、第七小学校では父兄が自主的に、毎朝登校時間帯に交通整理を行っております。今まで三年間続いております。それには教育委員会職員の皆さん、福生警察の駐在所の署員が協力しております。私もたびたびその現状を見ております。このような父兄の協力には、他には見られません。

横断歩道橋は、昭和四十年代に相次いで建設されましたが、最近の調査では、余り利用されておりません。厄介者扱いされております。しかし、私は設置箇所が問題でありまして、特に小学校周辺で、多くの学童が毎日通う通学路でありますので、その身の安全を考えると、ぜひと

も歩道橋の設置が望ましいと考え、その早期実現について市長の見解をお聞きしたいと存じます。誠意ある回答を期待いたします。

第二に、たばこ消費税についてでございます。

現在、福生市では七十六店舗がたばこを販売しております。その年間売り上げ本数は、約一億三千二百万本、一人当たり二千五百七十六本、売り上げ金課税標準額は、十二億八千五百万円で、税額二億三千二百七十二万円がたばこ消費税として、本年度市に納金される見込みであります。

そこで、福生市の販売業者は、日夜売り上げ増進に努力をしております。店頭販売のほか、自動販売機でも日夜売り上げを増進しております。しかも、自動販売機につきましては、購入価格が一台五十万円から百三十万円ぐらいと高価な購入でありまして、ほとんどが借入金等で調達しております。苦しみながらも売り上げ増進に一生懸命努力しているのが実態であります。特に、毎年七夕祭りには、期間中総出で街頭で出張販売をし、売り上げ拡張に頑張っております。このときは市の税務課の御協力も得ておりますが、たばこ購入の努力によって、消費税が年間電卓一

本で、七割に申し上げましたとおり、二億三千二百七十二万円が市の税務課に入るわけであります。

そこで、市長は、地道にこつこつ販売に努力しているたばこ小売業者に対し、感謝の気持ちをおあらわす意味で、感謝状なり、記念品を贈呈すべからぬかと存じますが、市長のお気持ちをお伺いいたします。

また、他の市町、青梅、秋川、羽村では、自動販売機購入について段階的に補助金を出しておると聞いております。また、各市町協議会に対しても補助金を出しております。市長はこれらの補助金を出す考えがあるかどうかお伺いいたします。

以上、たばこ消費税に対する市の理解と対応についてお答えをいただきたいと思います。

第三に、市役所駐車場対策についてでございます。

この件につきましては、今年度予算総務管理費、一般管理費約九百万円が計上されておりますが、市役所前には、約六十台の駐車が可能でありますが、その出入口が一方で、しかも栄通りのみでございます。

して、特に駐車場からの出口は、非常ににくい状態が続いております。そのため市民の間からは、出口は現在の駐車場の西に設けたらよいという声
が非常に強いので、その設計かどのようなようになされているのか、また、工事はいつごろ実施の予定なのか、お伺いいたします。

市当局の誠意ある答弁をお願い申し上げます。

以上の内容につきまして、登壇による質問を終わります。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 石川議員さんの御質問にお答えいたします。

最初に、横断歩道橋の設置についてでございます。

交通安全の確保につきましては、日ごろからいろいろと御指導をいただき、感謝しております。

第一点目の七小の五日市街道交差点の歩道橋設置についてでございますが、確かに現在の七小の五日市街道交差点は、陸橋の開通によりまして、年々自動車等の大型車両の交通量が非常に多くなっております。御指摘のとおり、歩道橋設置に関する陳情書も議会

に提出され、実現に向け採択された経過もあります。しかしながら、歩道橋の設置場所が主要都道であり、東京都所管であります。したがって、都の予算で工事を行うべく、現在要請をいたしておりますところでございます。

最近の新聞紙上でも見受けまうように、歩道橋の時代は終わりを迎えており、一部廃止など東京都が見直しをするとか承っております。見直しの理由としては、車椅子、自転車、従来の歩道橋では渡れないばかりか、一般通行人の利用者がほとんどなく、東京都で六十年代に設置するのは、一カ所だけあります。

以上のような非常に困難な問題点があります。歩道橋設置基準等をクリアするためには、今後とも努力を怠りません。早急に歩道橋の設置ができるよう関係機関に働きかけていく所存でございます。冒頭に申し上げたとおり、議会で陳情が採択された後一年半を経過し、大変に市民の方々には御迷惑をおかけしており、現に、この交差点で尊い命が亡くなっている等のことを考えましても、一日も早く設置したい

と考えております。

次に、たばこ消費税については、たばこ販売業者への対応でございますが、おっしゃるとおり、たばこ消費税は市の貴重な収入でございます。たばこ消費税の増収のためには、各小売店の努力はもちろんのこと、たばこ消費税増収対策協議会の役員各位の不断の努力によることも多く、私といたしましても、心から感謝申し上げるものでございます。

御指摘の謝意の方法につきましては、過去において協議会への補助金の交付、あるいは自動販売機購入補助等の制度を実施してまいりましたが、昭和五十三年七月二十七日に福生市における補助金等のあり方についての答申が行われ、これらの補助金については、協議会の了解をいただきまして、昭和五十四年度から制度の廃止をいたしました経過がございます。そして、昭和五十四年度には、販売店各位の長年の努力に対し謝意を表する意味において、市内全店を対象に感謝状と記念品の贈呈を行わせていただきました。

市といたしましても、日ごろの販売努力に対し感謝しながらも、謝意

の基準を制定した市の感謝状贈呈基準との関係、あるいは市内の他の納税者との公平性等を考慮するとき、制度的に謝意をあらわす方法をとらせていただくことは、難しい点もあるわけでございます。したがって、市としてできる方法としては、たばこ消費税の増収のためのPRを行う手段として協議会が行う年間事業とタイアップして、協力については今後、も引き続き努力をしておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

次に、市役所の駐車場対策について、

市の中心部を走る栄通りは、特に自動車の往来が激しい道路であります。市民の方々には大変に御迷惑をおかけしているところであります。特に、市役所より栄通りに出るときには、非常に危険が伴う状態にあります。

御質問の駐車場整備でございますが、七夕祭りが終わり次第工事着手をいたしまして、市民に安心して利用していただけるようにしていきたいと思っております。詳細につきましては、担当の部長より答弁をいたさせ

ますので、よろしくお聞き取りをいただきたいと思います。ありがとうございます。
○総務部長（浅見裕康君） 市役所の駐車場の関係につきまして補足を
申し上げさせていただきます。

御指摘のとおり、現在役所の前の栄通りの交通量が非常に多くな
っておりまして、出入りについて非常に市民の皆様は御迷惑をおかけし
ているということが実態でございます。

一応、現在の設計あるいは実施の時期というふうな御質問でございます
けれども、設計は現在建設部の方で作業中でございます。考え方のい
たしましては、御案内のとおり、御指摘をいただきましたように出口の問題
がございます。やはり西側に一カ所設けようという考え方でございます。それ
と、あと非常に現在の駐車場の表面が傷んでおるといふようなこと、あるいは
特別な排水施設が設けていないということ、そういったものを考え合わせまして
この際、その辺の整備も含めて実施をしたいと思っております。

時期については、一応セタが当面迫っておりますので、それを避けて
セタが終わりましたから、できるだけ早い時期に着手したいというふうに

考えております。以上でございます。よろしくどうぞお願いします。

○八 番（石川 保君）

ただいま市長から答弁をいただきましたが、答
弁の内容につきまして、私もよく存じております。現在、福生にもた

せんこの歩道橋がございますが、利用実態を調べてみますと、余り多く
利用されていないのが事実でございます。しかし、私がここで強調したいのは、

この歩道橋設置については、学校校舎の手前であり、必ず児童が、しか
も小学生が通るわけでございまして、先ほど申し上げましたように、過去の
悲しい事故がありましたので、父兄が三年間も旗振りをして交通整理に当
たっていると、教育委員会の職員の方も、駐在所も来て、お互いに協力
してやっているという姿はほとんどないのではないかと思います。そういった
面で一人でも犠牲者を出さないために、歩道橋というものが設置された目的
だろうと思います。

先ほど、昭和四十年代にたくさんつくられましたけれども、そういうわけが
現在余り必要でないような所にたくさんできています。これを過去のことをせん
ざくしても、これは仕方のないことでございますが、交通事情も流れが、時と